

平成25年1月15日  
復興庁

## 平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算について

### 1. 補正予算の基本的考え方

- (1) 平成24年度補正予算、平成25年度予算編成に万全を期し、両予算一体として被災地の復興のスピードアップ・加速化を図る。
- (2) 平成24年12月27日の臨時閣議における平成24年度補正予算の編成方針において、重点三分野の一つである「復興・防災対策」について、被災地の要望等を踏まえ、以下の4つの観点に基づき、復興特別会計に所要額を計上。
- ① 避難指示が出された12市町村における住民帰還の加速や区域の荒廃抑制のため、国が前面に立ってきめ細かに対応出来る事業の創設
    - ・ 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業 208億円
  - ② 被災地の現状に対応するための新たな措置を緊急的に実施
    - ・ 津波による被災地域における住民の定着促進を通じた地域の復興(1,047億円)及び復旧・復興事業の追加に伴う地方負担分の増額(167億円)(震災復興特別交付税の増額) 1,214億円
    - ・ 福島県における営農再開等に向けた支援 246億円
    - ・ 森林における放射性物質対策推進のための緊急調査 1億円等
  - ③ 「新たな東北」の創造のための拠点整備
    - ・ 福島県環境創造センター(仮称)整備事業 113億円
  - ④ 条件の整った事業を前倒して実施
    - ・ 震災等緊急雇用対応事業 500億円
    - ・ 放射性物質汚染廃棄物の処理加速化事業 104億円
    - ・ 社会資本整備総合交付金(復興)による道路整備等 60億円等

(3) 本補正予算において、一般会計から復興特会への繰入れ(1.4兆円)を含め、1.6兆円規模の復興予算を手当。

(4) 所要額の計上に当たっては、以下の点も考慮。

① 平成24年度予算の執行状況も踏まえつつ計上。

② 復興予算の使途についての国会での議論等を踏まえ、被災地向け予算であるかどうかについて個別事業ごとに厳格な精査の上で計上。

## 2. 平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算

平成24年度補正予算総額(復興特会)

3, 177 億円

(内訳)

### (1) まちの復旧・復興

1, 970 億円

#### ○震災復興特別交付税の増額(総務省)

1, 214 億円

津波による被災地域における住民の定着促進を通じた地域の復興(1,047億円)及び復旧・復興事業の追加に伴う地方負担分の増額(167億円)。

#### ○社会資本整備総合交付金(復興)による道路整備等

60 億円

津波により壊滅的な被害を受けた地域等において、復興計画に位置付けられた復興計画エリア相互を結ぶ道路整備等を支援。

#### ○復興道路・復興支援道路等の整備

5 億円

被災地の早期復興を図るため、復興道路・復興支援道路等の整備を推進。

#### ○港湾施設の整備

6 億円

地域経済活動の再生を図るため、被災地における港湾施設の整備を推進。

○農業生産基盤の整備 19億円  
震災被災地の農業・農村の復興再生に向けた農業生産基盤の整備を推進。

○山腹崩壊地等の復旧整備等 11億円  
東日本大震災で発生した山腹崩壊地等の復旧整備や被災した海岸防災林の復旧・再生を支援。

○旧鉱物採掘区域災害復旧事業 1億円  
東日本大震災に起因して多数生じた旧鉱物採掘区域の地盤沈下等の復旧を支援。

○学校施設の耐震化等の推進(文部科学省) 653億円  
学校施設の耐震化対策を支援。

○私立高等学校等の復旧支援 1億円  
東日本大震災により被災し、災害復旧事業を行うこととなる私立高等学校等における教育活動の円滑かつ迅速な復旧を支援。

**(2) 産業の振興・雇用の確保** 502億円

○震災等緊急雇用対応事業 500億円  
被災者の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、震災等緊急雇用対応事業について、緊急雇用創出事業基金を積み増し、事業の実施期限を一年延長。

○東北地域における旅行需要創出事業 2億円  
東日本大震災で多大な津波被害を受けた東北地域の太平洋沿岸エリア及び福島県において、旅行需要の喚起を図るため、現状の正確な情報や魅力の発信強化等を推進。

**(3) 原子力災害からの復興・再生** 706億円

**○住民帰還・再生の加速**

・福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業 208億円  
福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進。

## ○放射性物質対策等

- ・ **放射性物質汚染廃棄物の処理加速化事業** **104億円**  
稲わらや牧草等の農林業系汚染廃棄物のうち8,000Bq/kg以下のものについて市町村等による処理が進まないことから、緊急的に当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理の加速化を支援。
- ・ **森林における放射性物質対策の推進** **20億円**  
森林伐採に伴い発生する枝葉等についての放射性物質に対処した減容化・再利用の方策の実証と公的主体による適正な森林整備（間伐等）を一体的に進めるとともに、森林における除染等の実証や拡散防止対策のための緊急調査を推進。

## ○地域経済の再生

- ・ **福島県における営農再開等に向けた支援** **246億円**  
避難区域等内の除染後の農地の保全管理、放射性物質の吸収抑制対策のための基金を設立するとともに、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の汚染拡散防止対策技術の検討・実証や避難区域等における農業基盤の復旧・整備方針の検討を推進。
- ・ **農産物等の風評被害対策** **13億円**  
原発事故に伴う福島県産農産物等の風評被害対策のための基金を設立し、ブランド力の回復に向けた情報発信等を支援。
- ・ **福島県環境創造センター（仮称）整備事業** **113億円**  
放射性物質の環境中の動態解明、放射性物質汚染廃棄物・土壌等の処理・処分技術の評価・開発等、さらなる研究開発の推進を通じて、福島において子どもや親たちをはじめとする住民が安全に安心して生活する環境を回復するために、福島復興再生基本方針に基づいて、福島県が設置する「福島県環境創造センター（仮称）」の整備を支援。

# 津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額(H24補正:1,047億円)

## <目的>

- 津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、震災復興特別交付税を交付。

## <内容>

### ○ 対象住宅

津波により被災した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

### ○ 対象経費:住宅再建支援に要する経費

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

(積算の考え方)

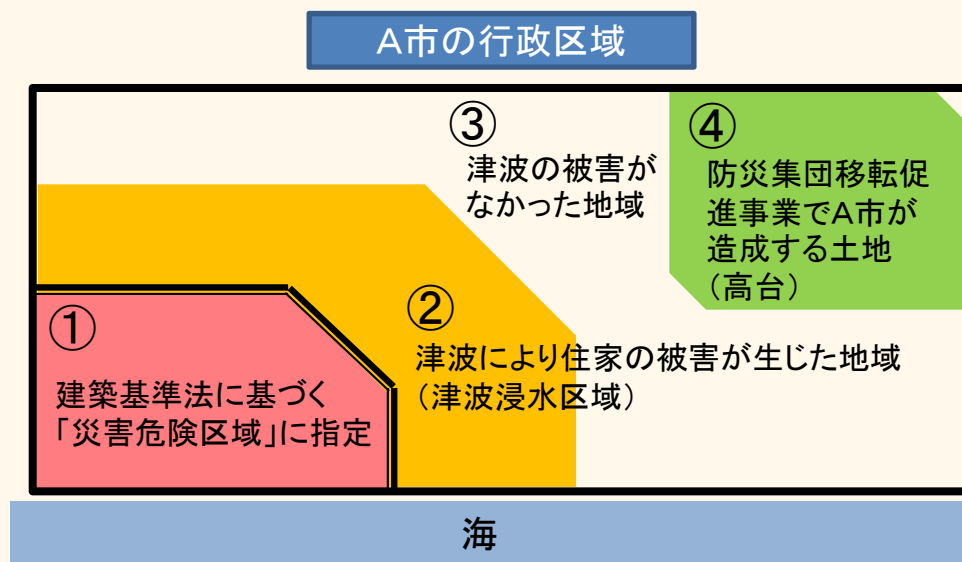
#### ①土地区画整理事業等の対象外の住宅分

:住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費(1/2)、移転経費

#### ②土地区画整理事業等の対象の住宅分

:住宅建築に係る利子相当額、移転経費

【参考:再建パターンと支援策】



①→②～④の移転:防災集団移転促進事業等による支援あり  
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転:上記支援措置なし

## 趣 旨

○東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が各地に避難していることから、平成23年度より震災等緊急雇用対応事業を実施しているところであるが、沿岸部の雇用者数が震災前の水準まで回復していないなど、雇用の復興には引き続き時間を要すると考えられる。

○このため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

## 【事業の規模】

3,000億円

23年度1次補正 500億円

23年度3次補正 2,000億円

**24年度補正要求額 500億円**

## 【対象期間】

平成25年度末まで

## 事業概要

## ◆拡充の概要

- 要求額 500億円
- 事業実施期間の延長 平成24年度末まで → 平成25年度末まで  
(注)ただし、平成25年度に開始した事業については、平成26年度末までとする

## ◆事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能

## ◆実施地域及び対象者

- 被災地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県)の災害救助法適用地域)において被災求職者を対象に実施

## ◆実施要件

- 事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)

